

平成 31 年 2 月

組 合 員 各 位

みな穂農業協同組合
代表理事組合長 細田 勝二

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 30 年 12 月 20 日理事会において議決しましたので、定款 55 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、富山県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAI を導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

以 上

【お問合せ先】

みな穂農業協同組合 金融共済部 共済課

電話 0765-72-1299 FAX0765-72-2954

E-mail:kyosai@ja-minaho.or.jp